太田市告示第　45　号

太田市放置自転車等防止条例（平成１９年太田市条例第６７号）の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第１３条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

太田市長　　穂積　昌信

１　撤去年月日	令和８年３月１日から令和８年３月３１日まで
２　撤去した自転車の台数	１９台
３　保管場所及び保管期間	保管場所　太田市本町５８番５号 太田駅高架下第２駐輪場
	保管期間　告示日から起算して４月間
４　連絡先	太田市役所市民生活部地域モビリティ戦略課
	電話　0276-47-1826